

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成17年3月22日山形県条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせる指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する知事、教育委員会又は企業管理者（以下「知事等」という。）の指定する日までに、次に掲げる書類を添付した申請書を知事等に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に関する事業計画書（以下単に「事業計画書」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第3条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって審査し、当該申請をしたもののうち最も適当と認めるものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 公の施設の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った公の施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること。

(指定管理者の指定等の公示)

第4条 知事等は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は同条第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を公示しなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、知事等が承認した場合を除き、速やかに当該指定管理者が管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年 3 月22日 山形県規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年 3 月県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第 2 条 条例第 2 条に規定する申請書は、指定管理者の指定申請書（別記様式第 1 号）によるものとする。

2 条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする法人又は団体（以下「法人等」という。）の定款、寄附行為若しくは規約及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 法人等における申請の日の属する事業年度より前 3 箇年分の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、財産目録その他法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録）
- (3) 法人等の役員の名簿及び履歴書
- (4) 法人等が現に行っている業務の概要並びに法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める書類

(変更の届出)

第 3 条 指定管理者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、その旨を変更届出書（別記様式第 2 号）により知事等に届け出なければならない。

- (1) 名称
 - (2) 主たる事務所の所在地
 - (3) 代表者の氏名
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事等が別に定める事項
- 2 知事等は、前項の規定による届出（同項第 1 号に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を公示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第 4 条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後 30 日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用の状況
- (2) 公の施設の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る経理の状況
- (4) その他知事等が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 9 月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

指定管理者の指定申請書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定により、下記の公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称

変 更 届 出 書

年 月 日

殿

申請者
所在地
名 称
代表者氏名

下記のとおり変更したので、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変 更 前	変 更 後

山形県立ふれあいの家条例

平成18年3月22日山形県条例第22号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第79条第1項の規定により、同項第5号に掲げる事業を行うため、山形県立ふれあいの家(以下「ふれあいの家」という。)を山形市に置く。

(利用の許可)

第2条 ふれあいの家を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にふれあいの家の管理に必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の不許可)

第3条 知事は、ふれあいの家の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ふれあいの家の管理上適当でないと認められるとき。
- (3) その他ふれあいの家の設置の目的に反すると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第4条 知事は、第2条第1項の許可を受けてふれあいの家を利用しようとし、又は利用している者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は当該許可に新たな条件を付することができる。

- (1) 偽りの申請により当該許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 当該許可に付した条件に違反したとき。
- (4) その他ふれあいの家の管理上特に必要があると認められるとき。

(利用の手続)

第5条 第2条第1項の許可を受けた者(以下「利用決定者」という。)は、当該許可のあった日から10日以内(知事の承認を受けたときは、知事の指示する期間内)に、知事の定める手続をしなければならない。

2 知事は、利用決定者が前項の手続をしたときは、当該利用決定者に対し、速やかに、ふれあいの家の利用を開始することができる日(以下「利用開始可能日」という。)を通知しなければならない。

(連帯保証人)

第6条 利用決定者は、知事が適当と認める連帯保証人1名をたてなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、この限りでない。

(利用者の費用負担等)

第7条 次に掲げる費用は、ふれあいの家を利用する者(以下「利用者」という。)の負担とする。

- (1) 破損したガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (2) 電気、水道、下水道及び燃料の使用料

2 利用者の責に帰すべき理由によって前項第1号に規定する修繕以外の修繕の必要が生じたときは、利用者は、知事の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(利用者の保管義務)

第8条 利用者は、ふれあいの家の利用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

(転貸等の禁止)

第9条 利用者は、ふれあいの家を他の者に貸し、又はその利用の権利を他の者に譲渡してはならない。

(使用料の徴収)

第10条 県は、次条の規定によりふれあいの家の管理を法人その他の団体であって知事が指定するもの(以

下「指定管理者」という。)が行う場合を除き、利用者から、利用開始可能日からふれあいの家の利用を終了する日までの間につき、使用料を徴収する。

2 前項の使用料の額は、次の各号に掲げる利用者の1月当たりの収入の額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、利用開始可能日が月の中途にある場合又はふれあいの家の利用を月の中途で終了する場合の当該月に係る使用料の額は、日割計算によるものとする。

(1) 160,000円以上 1室1月につき20,900円

(2) 130,000円以上160,000円未満 1室1月につき16,500円

(3) 100,000円以上130,000円未満 1室1月につき13,500円

(4) 70,000円以上100,000円未満 1室1月につき10,500円

(5) 70,000円未満 1室1月につき7,500円

3 知事は、公益上特に必要があると認めるときは、第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 利用者は、毎月末日(ふれあいの家の利用を月の中途で終了する場合は、当該利用を終了する日)までにその月分の使用料を納付しなければならない。

(指定管理者)

第11条 ふれあいの家の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第86号)で定める基準その他知事が必要と認める基準に従い、ふれあいの家の管理を行うものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) ふれあいの家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) ふれあいの家の運営に関する業務

(3) 第2条第1項の規定による許可に関する業務

(4) 第4条の規定による許可の取消し、条件の変更及び新たな条件の付加に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、ふれあいの家の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第11条の規定により指定管理者がふれあいの家の管理を行う場合における第2条から第7条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金)

第14条 第11条の規定により指定管理者がふれあいの家の管理を行う場合にあっては、利用者は、ふれあいの家の利用に係る料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 前項の料金は、第10条第1項の使用料の額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした料金を公示するものとする。

4 指定管理者は、第1項の料金を自己の収入として収受するものとする。

5 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、第1項の料金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日条例第29号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第87号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県障がい者支援施設条例第2条第1項の改正規定及び第3条中山形県立ワークショップ明星園条例第2条第1項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

山形県立ふれあいの家条例施行規則

平成18年 9 月29日 山形県規則第103号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県立ふれあいの家条例（平成18年 3 月県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 山形県立ふれあいの家（以下「ふれあいの家」という。）の定員は、20人とする。

(利用の許可の申請)

第3条 条例第2条第1項に規定する許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

(利用の手続)

第4条 条例第5条第1項に規定する手続は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、別記様式第2号による誓約書を知事に提出することとする。

2 前項の誓約書には、条例第6条に規定する連帯保証人が連署し、当該連帯保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(使用料の決定)

第5条 条例第10条第2項の規定による使用料の額の決定を受けるため、ふれあいの家の利用者は、別記様式第3号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている場合には、その事実を証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、使用料の額を決定したときは、使用料決定通知書を当該利用者に交付するものとする。

(使用料の免除)

第6条 条例第10条第3項の規定による使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、別記様式第4号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 知事は、使用料の全部又は一部の免除を決定したときは、使用料免除決定通知書を当該使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者に交付するものとする。

(日割計算による使用料の額)

第7条 条例第10条第2項の規定により日割計算による場合の使用料の額は、同項各号に規定する使用料の額（同条第3項の規定によりその全部又は一部を免除した場合は、当該免除額を控除した額）に12を乗じて得た額に、同条第2項ただし書に規定する場合に係る月におけるふれあいの家の利用に係る日数を365で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）とする。

(利用終了の届出)

第8条 利用者は、条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、ふれあいの家の利用を終了しようとするときは、ふれあいの家の利用を終了しようとする日の10日前までに別記様式第5号による届出書を知事に提出しなければならない。

(委任)

第9条 条例第11条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、この規則に定めるもののほか、ふれあいの家の管理運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月29日規則第12号）

- 1 この規則は、平成20年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年9月24日規則第72号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

年 月 日

山形県知事 殿

申請者 住 所
(郵便番号)
氏 名
(電話番号)
生年月日 年 月 日
性 別 男 ・ 女

山形県立ふれあいの家利用許可申請書

山形県立ふれあいの家条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり山形県立ふれあいの家を利用したいので申請します。

身体障害者手帳	第	県号	交付年月日	年 月 日
			等 級	級
障 害 名				
現在の生活の状況 及び入居後の予定				

備考 「現在の生活の状況及び入居後の予定」の欄には、現在及び入居後の住居、就労等の状況を具体的に記入すること。

年 月 日

山形県知事 殿

利用決定者

住 所

氏 名（記名押印又は署名）

連帯保証人

住 所

氏 名（記名押印又は署名）

生年月日

本人との続柄

（電話番号 ）

誓 約 書

利用決定者は、利用許可があった山形県立ふれあいの家を利用するにあたり、山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）及び山形県立ふれあいの家条例施行規則（平成18年9月県規則第103号）を遵守することを誓約し、連帯保証人は、利用決定者の債務の履行について利用決定者と連帯して責任を負うことを誓約し、その証として利用決定者、連帯保証人連署の上、本誓約書を提出します。

山形県知事 殿

住 所
氏 名

山形県立ふれあいの家使用料に係る収入状況報告書

山形県立ふれあいの家条例施行規則第5条の規定により、使用料の額の決定を受けるため、下記のとおり収入状況を報告します。

記

収入状況調書（ 年分）

種 類		金 額（年額）	備 考
収 入	給与等収入	円	
	恩給・年金収入	円	
	授産工賃収入	円	
		円	
		円	
	計（A）	円	
必 要 経 費	所得税等の租税	円	
	社会保険料等	円	
	日用品費	円	
	医 療 費	円	
		円	
		円	
		円	
	計（B）	円	
差 引 額（A）－（B）		円	

（注）収入額及び必要経費の額を確認できる書類を添付すること。

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏 名

山形県立ふれあいの家使用料免除申請書

山形県立ふれあいの家条例第10条第3項の規定により、下記のとおり山形県立ふれあいの家の使用料の免除を受けたいので申請します。

記

1 免除を受けようとする期間 年 月から 年 月まで

2 申請の理由

様式第5号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏 名

山形県立ふれあいの家利用終了届出書

下記のとおり山形県立ふれあいの家の利用を終了するので、山形県立ふれあいの家条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

記

1 利用終了年月日 年 月 日

2 転居先

(1) 住 所

(2) 連絡先(電話番号)

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月25日山形県条例第86号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(構造設備)

第4条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(運営規程)

第5条 福祉ホームは、施設の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。

(非常災害対策)

第6条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に利用者に周知しなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(規模)

第7条 福祉ホームは、5人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(設備)

第8条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対

するサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 管理人室
- (5) 共用室

2 前項に定めるもののほか、福祉ホームの設備の基準は、規則で定める。

(職員の配置)

第9条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(衛生管理等)

第10条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第11条 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第12条 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止)

第14条 福祉ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、福祉ホームの運営の基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定(「責任者を設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月19日山形県規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第86号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(構造設備)

第3条 条例第4条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(運営規程)

第4条 条例第5条の規則で定める重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(サービスの提供の記録)

第5条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第6条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 前条の規定によるサービスの提供の記録
- (2) 第10条第1項の規定による苦情の内容等の記録
- (3) 第11条第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第7条 条例第8条第1項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準

イ 一の居室の定員は、原則として、1人とする。

ロ 利用者1人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(3) 便所 利用者の特性に応じたものとする。

(4) 共用室 利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。

2 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第8条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者によるその支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者による金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

（勤務体制の確保等）

第8条の2 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第9条 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（業務継続計画の策定等）

第9条の2 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第9条の3 条例第10条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

（1） 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

（2） 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3） 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第12条第2項において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができる。

（苦情への対応）

第10条 福祉ホームは、条例第12条の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

2 福祉ホームは、条例第12条の苦情を受け付けた場合は、必要な改善を行わなければならない。

3 福祉ホームは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんによる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第11条 福祉ホームは、条例第13条の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第12条 条例第14条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。
(電磁的記録等)

第13条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

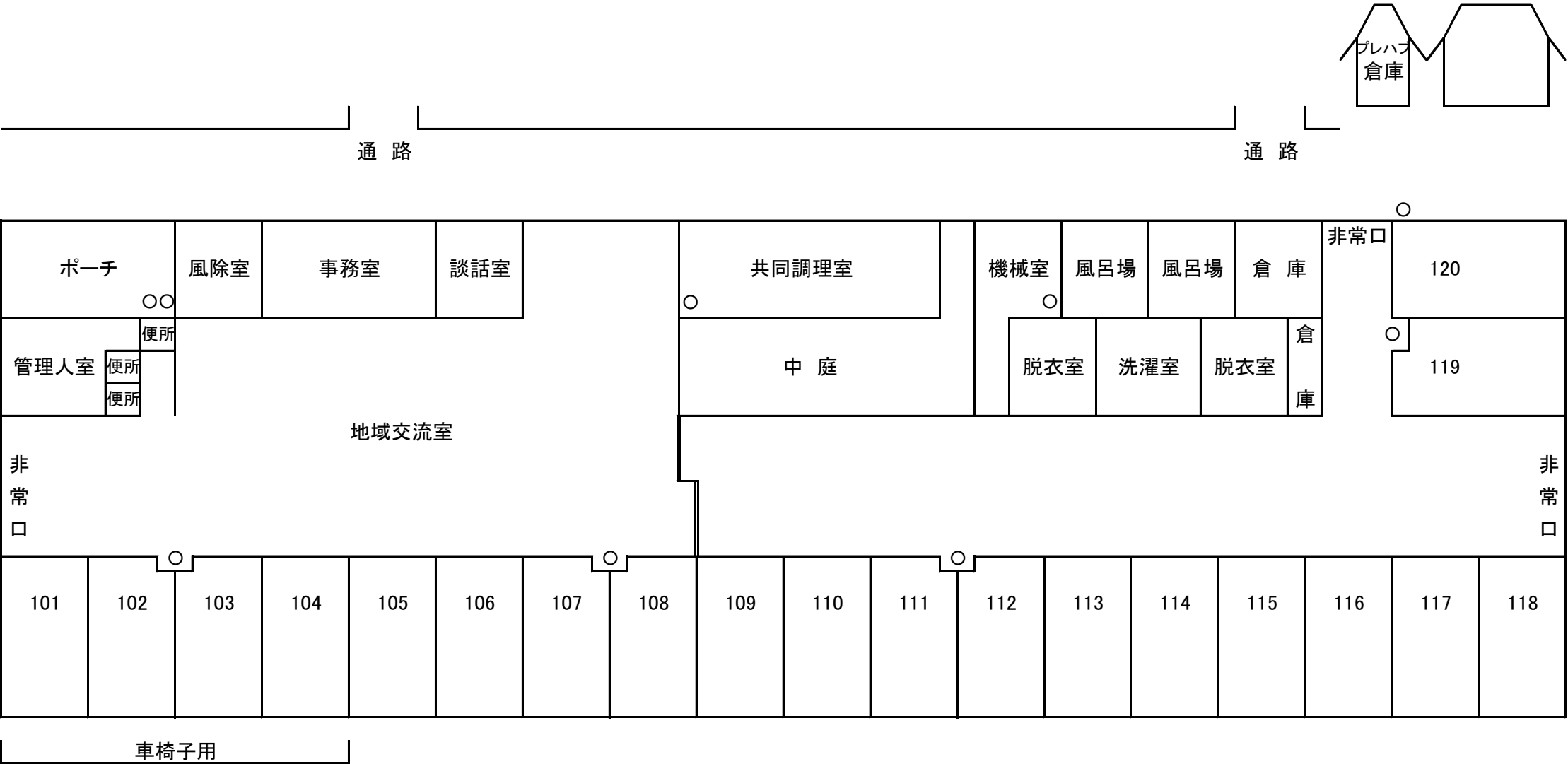
附 則（令和3年3月19日規則第26号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第9条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

附 則（令和3年6月29日規則第64号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県立ふれあいの家平面図



※ 消火器配置（8ヶ所）○印

備品一覧表

資料8

備品 番号	品目	物品分類名称	規格	購入先	数量	呼称	金額
1	リビングチェア等 座卓・テーブル・チェア	机類	座卓1台：天童木工T-0374DK リビングテーブル2台：天童木工T-2078N リビングチェアー8脚：天童木工T-5615	(株)山形松坂屋	1	式	479,969
2	コーナーラック等 (コーナーラック、ローボード、収納棚、プラントボックス)	戸だな、箱類	-	笹川	1	式	243,661
3	戸棚	戸だな、箱類	HC-126	(株)ひいらぎや	1	台	196,833
4	物置	戸だな、箱類	イナバ物置 MBX-70H	(株)新月堂	1	台	221,550
5	鍋等 (アルマイト鍋・ガス炊飯器、角蒸し器)	ちゅう房具類	アルマイト鍋1台：アカ42cm ガス炊飯器1台：リンパRR-30S1 角蒸し器1台：アカ32cm2段	(有)西谷	1	式	98,264
6	配膳車	ちゅう房具類	エレクトーHNF-24	(株)ひいらぎや	1	台	215,218
7	冷凍冷蔵庫	その他の庁用器具類	HRF-120ST3	ホシザキ東北(株)山形営業所	1	台	267,750
8	電気製品	その他の庁用器具類	電子レンジ1台：パナソニックNE-A40-W	(株)酒巻電機商会	1	式	450,232
9	自動体外式除細動器 (A E D)	医療機械器具類	ハートスタートHS1ライト	丸木医科器械 (株) 山形支店	1	式	183,750
10	パイプ清掃機	その他の機械類	ウォーターラム	(株)ひいらぎや	1	台	126,840
11	焼却炉	その他の雑品類	松坂屋建材ダストハイ012号	(株)ひいらぎや	1	台	410,970
12	箱形乗用自動車	乗用自動車	マツダ E-BHA6R	-	1	台	1,287,500
13	車椅子	医療機械器具類	NEO-1 日進医療器株式会社	アジア株式会社	1	台	0
14	衣類乾燥機	電気製品	AQUA MCD-CK45	東北電化工業株式会社	1	台	148,500
15	石油暖房機器	電気製品	トヨタミFF-V4502	マツダ電気販売株式会社	1	台	84,150
16	石油暖房機器	冷暖房用具	コロナ FF-VG42SF(トヨタミ FF-V45M)	マツダ電気販売株式会社	1	台	86,240
17	石油暖房機器	冷暖房用具	コロナ FF-VG42SF(トヨタミ FF-V45M)	マツダ電気販売株式会社	1	台	86,240
18	石油暖房機器	冷暖房用具	コロナ FF-VG42SH	マツダ電気販売株式会社	1	台	119,570